

問 1 石岡市役所本庁舎 2 八郷総合支所 TEL 43-1111（代表）

※料金の記載のないものは無料。

福祉バスがさらに 利用しやすくなりました！

▶福祉バスとは、市が管理しているバスで、子どもから高齢者、障がいのある人などのために使われます。市では現在「石岡のおまつり」と「フルーツ」のラッピングが施された2台の福祉バスが運行しています。今回、規定を一部改正したことにより、子ども会が運営する事業等で、より利用しやすくなりました。先日、福祉バスを利用したさくら第2子ども会の保護者からは「福祉バスを利用して費用の負担がとても軽くなり助かった。」「たくさんの方が参加してくれ、事業が盛り上がってよかった」「バスの中はとても綺麗で、乗り心地もよかった」といった喜びの声が上がりました。

◇申請時期

利用の3か月前から申請可。

◇申請方法

事前に事業の概要や利用目的などを記載する協議書の提出が必要です。事前にご連絡ください。

※利用条件等、詳細についてはお問い合わせください。

問 高齢福祉課 TEL 23-7326



▲さくら第2子ども会（南台）

8月4日にラッピングバスを利用してバーベキューへ行きました。バスは補助席4席を入れて33席。車いすでの乗車も可能です。

募集 ハロウィン イベント参加者

①おやこでハロウィン

▼0歳から就園時前の幼児と保護者を対象とし、仮装パーティーや会食を楽しみます。

②ハッピー・ハロウィン

▼小学生を対象とし、カボチャクッキングやお菓子の宝探しをします。

日時／10月31日（木）

①10時～正午

②午後3時30分～4時30分

場所／児童館

料金／①2000円②3000円

定員／①30組②20人

申込方法／9月20日（金）～10月25日（金）児童館で申し込み。

※定員になり次第、受付終了。

問 ①こども福祉課

児童館 TEL 22・3858

講座 みんなで元気に！ ウォーキング講座

▼男女がともに元気に日常生活を過ごせるよう、ウォーキング講座を開催します。男性・女性の筋肉の特性やストックの正しい使い方等、

実践を交えた講座です。正しいウォーキング方法を学び、健康を維持しませんか。

日時／10月12日（土）

午後1時30分

場所／ふれあいの里石岡ひまわりの館介護研修室

講師／横山郁博氏（整体師）

成田浩一氏

定員／30名（先着順）

申込方法／9月17日（火）から電話にて申し込み

問 政策企画課 TEL 23・7277

お知らせ 9月から 証明写真機設置

▼本庁1階エントランスホールに、車いすの方にも利用可能な自動証明写真機を設置しました。パスポートの申請や履歴書などの証明写真を撮影できます。また、自動証明写真機による「個人番号カード交付申請書」を利用したマイナンバーカードの申請にも対応しています。

利用可能時間／開庁日の午前

8時30分～午後5時15分

問 ①市民課 TEL 23・7307

あいさつで 教しついっぱい えがおのわ
おはようと げんきなこえて いえるきみ

関口 大和 (林 小 2 年)
福田 来南 (恋瀬小 1 年)



▲ランドセルは全部で5色。ぜひお子さんと一緒にお越しください。

提出期限 / 10月25日(金)
※対象者には8月に案内通知を送付しています。
関2 教育総務課(内線1253)

平日展示 / 10月1日(火) ~ 25日(金)
八郷総合支所2階教育総務課・本庁1階情報コーナー
休日展示 / 10月5日(土)
本庁1階情報コーナー
10月6日(日)
八郷総合支所正面玄関ホール
展示時間 / 午前8時30分 ~ 午後5時15分

お知らせ
入学祝いの
ランドセル展示

▼令和2年4月に小学校へ入学する皆さんへ贈呈するランドセルを展示しますので、対象の方はご覧いただき、給付申請書を提出してください。

男性の料理教室を開催

▶食生活改善推進員主催で男性の料理教室を開催します。

楽しく料理を作りたい方の参加をお待ちしています。

内容：①初心者向け基本料理
②正月料理

※1日のみの参加も可

持ち物:エプロン・三角巾(バンダナ可)

日時:①10月18日(金) ②12月10日(火)

場所:八郷保健センター調理室

対象者:市内在住の男性(夫婦可)

定員:各日先着20名

申込方法:①は10月11日(金)まで、
②は11月29日(金)までに、八郷保健センターへ電話または直接窓口にて申し込み。

関健康増進課 TEL 43-6655



お知らせ
障がいがある児童
を養育する人等へ

障がいがある児童を養育する人
▼精神、知的または身体障害等のある20歳未満の児童の父または母、もしくはは父母にかわって児童を養育している人は、手当を受けることができます。
特別児童扶養手当
〈1級〉
月額 / 5万2200円
手帳による等級の目安 /
・身体障害者手帳の判定がおむね1・2級
・療育手帳の判定がおむね①・A

・精神障害者保健福祉手帳1級程度
〈2級〉
月額 / 3万4770円
手帳による等級の目安 /
・身体障害者手帳の判定がおむね3級
・療育手帳の判定がおむねB程度
・精神障害者保健福祉手帳2級程度

在宅心身障害児福祉手当
対象者 / 20歳未満の在宅心身障害児を介護している保護者
月額 / 3000円
在宅で重度の障がいがある人
▼常時介護が必要な在宅の最重度障害者・重度障害児は

次の手当を受けることができます。
特別障害者手当
対象者 / 在宅で20歳以上の常時特別な介護が必要な最重度の障害者
月額 / 2万7200円
障害児福祉手当
対象者 / 在宅の20歳未満の常時介護が必要な重度障害児
※在宅心身障害児福祉手当との併給はできません
月額 / 1万4790円
※いずれの手当も各種条件がありますので、お問い合わせください。

関1 社会福祉課
TEL 23・5569

広告掲載欄